

# 令和7年度 美咲町立旭学園 校内ルール

## 1 保護者・児童・生徒への連絡方法

- (1) 学校電話またはウサギメールで行う。
- (2) 保護者や児童生徒と SNS 等で私的な連絡を取り合わない。

## 2 児童生徒への個別の指導

- (1) 複数の教職員による指導を原則とする。
- (2) 児童生徒名、指導場所、指導内容を他の教職員に連絡する。
- (3) 扉を開ける等、室内の様子が分かるようにする。

## 3 児童生徒の送迎

- (1) 教職員の自家用車は使用しない。保護者の送迎を原則とする。保護者の送迎が不可能な場合はタクシーを使用する。
- (2) 緊急時等やむを得ず教職員の自家用車を使用する場合は、管理職の許可を得て、複数で対応する。

## 4 個人情報等に関わる書類や電子データ

- (1) 重要書類は、耐火書庫で管理する。書庫を開ける場合、管理職に報告する。
- (2) 重要な電子データは、学校のサーバーに保存する。
- (3) 写真等画像データを学校外へ持ち出すことを禁止する。  
(卒業アルバム作成時等特別な場合を除く)
- (4) USBメモリやテストの答案、課題などの提出物等、やむを得ず個人情報を校外に持ち出す場合は、「個人情報持ち出し簿」に記録し、管理者(学校長)の許可を得る。
- (5) USBメモリは学校専用のもを使用し、使用後はデータを消去する。重要な電子データには、パスワードを設定する。

## 5 集金・現金の取り扱い・管理の方法

- (1) 学級費、給食費等の集金は、引き落としとする。引き落としができなかった場合は、保護者が学校へ持参する。
- (2) 部活動、クラブ活動で集金をした場合は、必ず会計報告を作成し起案する。
- (3) 現金を預かった場合は、金庫で保管し、できるだけ早く処理する。

## 6 その他

- (1) 許可なく校内で携帯電話を持ち歩かない。
- (2) 研修等でクロムブックを持ち帰る時は、管理職に報告し、端末の管理を厳重に行う。

## ※ 法令の遵守

上記以外のこと(交通違反、飲酒運転、体罰、わいせつ、セクハラ等)についても、日頃から教職員が声を掛け合い、未然防止に努める。